

答 申 書
(答申第106号)
平成22年3月1日

1 審査会の結論

異議申立人に関する報告書のうち、第三者の個人に関する情報が記載されている部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

ア 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、異議申立人が、平成〇〇年〇〇月〇〇日付文書で公安委員会へ苦情申出したことに対して、同年〇〇月〇〇日付文書回答があったことについて、判断した際の会議録や資料及び根拠となる北海道警察の調査報告書に記載されている、異議申立人の個人情報である。

イ 北海道公安委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、異議申立人に関する苦情申出書、メール文書、報告書、電話通信用紙及び回答案の決裁文書を対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件個人情報のうち警察官の印影を北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第16条第2項第2号に規定する非開示情報として、第三者の個人に関する情報が記載されている部分を同条第1項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分のうち異議申立人に関する報告書（以下「本件報告書」という。）に対する一部開示決定処分を取り消し、全部を開示する処分に変更することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第16条第1項第2号は、開示請求者以外の個人に関する個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関は、本件報告書で非開示とした部分には、異議申立人以外の個人に関する情報及び個人が推認される情報が記載されており、これが明らかになると、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められることから2号情報に該当するとしている。

ウ 異議申立人は、自身について記載されている本件報告書に、第三者の個人の氏名や住所など第三者の個人に関する情報が記載されているとするのは合理的ではなく、また、第三者の個人に関する情報が記載されていたとしても、非開示とした部分の全面に記載されているとは考えにくく、実施機関による第三者の個人情報に対する解釈、当該個人が推認される情報に対する解釈に誤りがあり、ないし拡大解釈により大部分を非開示にしたものである旨主張する。

エ 当審査会において本件報告書を見分したところ、実施機関が主張するとおり、非開示とした部分については、異議申立人以外の個人に関する情報及び個人が推認される情報が記載されており、これが開示されると第三者が明らかとなることから、当該個人の正当な利益を侵すおそれも想定される。

したがって、当審査会としては、個人に関する情報が記載されている部分を開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、条例第16条第3項に基づき本件報告書で非開示とした部分を非開示情報とそれ以外の情報に分離し開示することが可能である旨主張しているが、本件報告書で非開示とした部分は簡潔にまとめられており、開示請求の趣旨が損なわれない程度に非開示情報とそれ以外の情報を分離することは困難であると認められることから、当審査会としては当該主張を採用することはできない。

また、異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成21年11月25日	○ 諮問書の受理（諮問番号350） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成21年12月1日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号350） ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成22年1月8日	○ 異議申立人から意見書の提出
平成22年1月19日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 審議
平成22年2月15日 （第二部会）	○ 審議
平成22年2月23日 （第45回審査会）	○ 答申案審議
平成22年3月1日	○ 答申